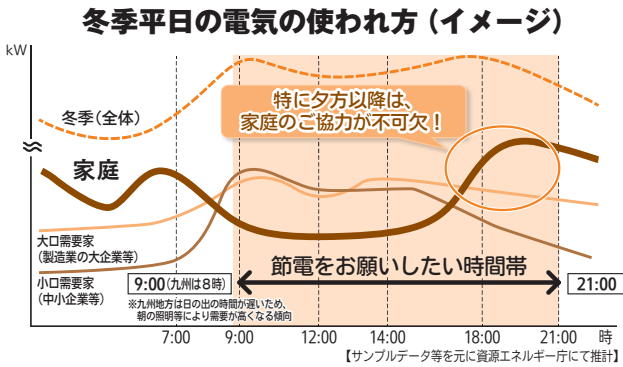


# 電気は上手に使いましょう

今冬の電力需給バランスは、厳冬となることを想定した上で、最低限必要とされる準備率以上を確保できる見通しですが、発電所の計画外停止などのリスクがあります。

冬期の節電に関して、引き続き無理のない範囲でのご協力をお願いします。なお、東京電力管内では具体的な数値目標の設定はありません。

◆節電要請期間・時間  
12月2日(月)～平成26年3



月31日(月)の平日9時～21時(12月30日～31日および1月2日～3日を除く)

## ◆冬の電力消費のピーク

冬期の電力消費のピークは、夏期(14時ごろ)と異なり、朝夕を中心に長時間(9時ごろから21時ごろ)に及びます。大口・小口需要家の電力消費は10時ごろから、家庭の電力消費は夕方から夜に最大ピークとなる傾向にあります。

## 家庭での節電は?

### ◆ライフスタイル

・夕方に電気製品の使用が重ならないように家事の段取りを組む。

・温湿度計を付けて、室温の管理(20℃)を行う。

### ◆暖房機器

・電気式の暖房機器を使う場合には、エアコンと電気ストーブ、ヒーターを上手に使い分ける(家族がそろった広い部屋にはエアコン、部屋で1人足元を暖めるには電気ストーブが効率的)。  
・エアコンのフィルター掃除は2週間を目安に行う。

・扇風機やサーキュレーターで部屋の暖気を循環させる。  
・こたつは、上掛けを活用し、暖気を逃がさないようにする。

### ◆その他電気製品

・洗濯機は、容量の8割程度を目安にまとめて洗いをする。  
・テレビやパソコンは、省電力設定を活用し、必要な時以外は消すようにする。

## 事業所での節電は?

### ◆空調

・適切な温度設定による空調使用を心掛け、使用していないエリアの空調は停止させる。

### ◆照明

・使用していないエリアの間引きや消灯を行う。

### ◆生産設備など

・負荷に応じたコンプレッサ、ポンプなどの台数制御を行う。  
・定期的なメンテナンスを行いロスの低減を図る。

## 節電に関する情報

政府の節電ポータルサイト  
「節電.go.jp」  
<http://setsuden.go.jp>  
節電診断、省エネ診断、出張説明会などのご案内  
<http://www.shindan-net.jp>  
環境生活課環境班  
☎73・0088

# 「緑のカーテン」コンテスト



省エネアイデア部門 賈川さやかさん(椿海)



デザイン部門 椿簡易郵便局(椿海)

市では、家庭などにおける夏期の省エネルギーの取り組みとして、「緑のカーテン」の普及を推進するため、コンテストを実施しました。

市長による審査の結果、省エネアイデア部門から3点、

デザイン部門から4点の優秀作品を決定しました。優秀作品に選ばれた人には、市より賞状および副賞を贈呈しました。

## 環境生活課環境班

☎73・0088

# 市長選挙・市議会議員補欠選挙立候補予定者説明会

平成26年2月9日(日)執行予定の匝瑳市長選挙およびこれと同時に執行する匝瑳市議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会を、下記の通り開催します。

日時…12月19日(木)13時30分から

場所…市役所議会議棟第2委員会室

☎市選挙管理委員会☎73-0084



「だまされないと学びで一緒に消費」見守りと学びで一緒に消費

## だまされないと！悪質商法

消費者行政活性化シンポジウム



犯罪発生に警戒！

## 年末特別警戒パトロール

市内では、器物損壊や自転車・オートバイ・車などの車両盗難が多発しており、犯罪が増える年末年始は特に注意が必要です。

被害に遭わないためにも、  
①外出する時は、少しの間でも自宅のすべてのカギをかける。

②自転車・オートバイ・車から離れる時は必ずカギをかける。  
③車の中には現金や貴重品を置かないことが大切です。

不審者や不審な車を見かけたら、すぐに110番通報してください。

また、防犯協会では、12月中旬から特別警戒として、移動交番車との合同パトロール、夜間パトロール、防犯灯点検のほり旗設置などの防犯活動を強化して実施します。

環境生活課市民生活班

☎73・0088

「だまされないと！悪質商法」をキャッチフレーズに消費者行政活性化シンポジウムを下記の通り開催します。  
当日は基調講演のほか、匝瑳市における悪質商法の報告やパネルディスカッション、悪質商法を防ぐための提言などが行われます。  
ここ数年、「振り込め詐欺」

## 許しません 飲酒運転 許す人

冬の交通安全運動12月10日～31日

年末年始は交通事故が増加します。飲酒の機会も多くなりますが、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」を徹底しましょう。

環境生活課市民生活班 ☎73-0088



## 消費生活

## Q&A

「話題の新事業」のもうけ話？  
買え買え詐欺に注意！

Q 母宛てにA社から、シェールガスの採掘業者の施設運用権に関する案内書が届いた。その後Bという別の会社から電話があり、「運用権を買いたい案内書が届いた人しか買えないので名義を貸してほしい。後日謝礼をする」と言われ、母は「謝礼がもらえるなら」と了承した。しかし、後になってB社から「当社が半額負担するので500万円を宅配便でA社に送ってほしい」と言われ、送金したという。母は謝礼の話は信じている。そんなもうけ話はあるのでしょうか。

の相談が寄せられています。「高値で買い取る」「謝礼をする」などと言ってきますが、これまで消費者が利益を得られたケースは1件も確認されていません。買え買え詐欺業者はニュースなどで取り上げられた事業を悪用します。「聞いたことがある」などという理由だけで業者の話をうのみにしないでください。案内書などが送られてきた後に、別の業者から「名義を貸してほしい」などと電話があっても、「興味ありません」「お断りします」ときっぱり断りましょう。心配なときは、消費生活相談窓口にご相談ください。

### ◆消費生活相談窓口



専門の相談員が悪質商法などに対する相談を受け付けています。

日時：16ページの「消費生活相談」欄をご覧ください。

場所：市役所3階産業振興課

環境生活課市民生活班

☎73・0089

A シェールガス、メタンハイドレートなどの新たなエネルギー事業のもうけ話を持ちかけられる「買え買え詐欺」

☎73・0089

など高齢者を狙った悪質商法が増えていきます。シンポジウムに参加して、悪質商法に対する知識を身に付けましょう。  
日時：12月21日(土) 13時30分～16時  
会場：市民ふれあいセンター  
環境生活課市民生活班